

## 茨城県市町村職員講師養成研修修了書交付要項

(目的)

第1条 この要項は、茨城県市町村職員研修要綱（昭和55年11月13日施行）第2条の規定に基づき実施する講師養成研修の修了者に係る修了書（ただし、交付機関が茨城県自治研修所長（以下「研修所長」という。）以外の場合は、「認定書」と読み替える。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用研修課程)

第2条 本要項は、次の課程について適用する。

- (1) 地方自治制度講師養成研修
- (2) 地方公務員制度講師養成研修
- (3) 地方財務事務講師養成研修
- (4) 法令実務講師養成研修
- (5) 文書事務講師養成研修
- (6) 接遇講師養成研修
- (7) 公務員倫理（J K E T）指導者養成研修
- (8) J S T基本コース指導者養成研修
- (9) 事例研究講師養成研修
- (10) 創造的問題解決法講師養成研修
- (11) O J T実践コース講師養成研修
- (12) セクシュアル・ハラスメント防止講師養成研修
- (13) 政策形成講師養成研修

(講師の認定及び修了書の交付)

第3条 講師の認定及び修了書（様式第1号。ただし、交付機関が研修所長以外の場合は、当該交付機関の様式による。）の交付については、別表による。

(経由機関)

第4条 研修所長は、修了書を交付するときは、市町村研修担当課を経由して行う。

(講師の登録)

第5条 研修所長は、第3条の規定により講師として認定した者を講師原簿（様式第2号）に登載する。

(登録番号)

第6条 講師として認定された者の登録番号については、各年度毎に、認定順に1番から順次付する。ただし、他の機関に委託して実施する場合で、他に定めがある場合はそれによる。

付 則

- 1 この要項は、平成8年4月30日から施行する。
- 2 指導者養成研修の修了者に対する修了書の交付について（昭和60年5月15日決定）は、廃止する。

付 則

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成24年9月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成26年1月1日から施行し、第2条の改正規定及び別表の改正規定（「財団法人公務人材開発協会」を「一般財団法人公務人材開発協会」に改める部分を除く。）は、平成26年度以降に実施する研修について適用する。

## 別表

課程名	認定及び交付の根拠	認定基準	交付機関
地方自治制度講師養成研修	茨城県市町村職員講師養成研修修了書交付要項 (平成8年4月30日制定)	研修総時間数の100分の85以上を受講した者	茨城県自治研修所長
地方公務員制度講師養成研修	茨城県市町村職員講師養成研修修了書交付要項 (平成8年4月30日制定)	研修総時間数の100分の85以上を受講した者	茨城県自治研修所長
地方財務事務講師養成研修	茨城県市町村職員講師養成研修修了書交付要項 (平成8年4月30日制定)	研修総時間数の100分の85以上を受講した者	茨城県自治研修所長
法令実務講師養成研修	茨城県市町村職員講師養成研修修了書交付要項 (平成8年4月30日制定)	研修総時間数の100分の85以上を受講した者	茨城県自治研修所長
文書事務講師養成研修	茨城県市町村職員講師養成研修修了書交付要項 (平成8年4月30日制定)	研修総時間数の100分の85以上を受講した者	茨城県自治研修所長
事例研究講師養成研修	茨城県市町村職員講師養成研修修了書交付要項 (平成8年4月30日制定)	研修総時間数の100分の85以上を受講した者	茨城県自治研修所長
創造的問題解決法講師養成研修	茨城県市町村職員講師養成研修修了書交付要項 (平成8年4月30日制定)	研修総時間数の100分の85以上を受講した者	茨城県自治研修所長
接遇講師養成研修	茨城県市町村職員講師養成研修修了書交付要項 (平成8年4月30日制定)	研修総時間数の100分の85以上を受講した者	茨城県自治研修所長
公務員倫理(JKET)指導者養成研修	討議式研修「公務員倫理を考える」(JKET)指導者養成コースの実施に関する規程 (平成13年9月20日付け人事院事務総長決定)	研修総時間数の100分の85以上を受講し、かつ良好な成績で修了した者	人事院事務総長
JST基本コース指導者養成研修	人事院式監督者研修(JST)基本コース指導者養成研修の実施に関する規程 (平成3年7月1日付け人事院事務総長決定)	研修総時間数の100分の85以上を受講し、かつ良好な成績で修了した者	人事院事務総長
OJT実践コース講師養成研修	OJT実践コース指導者養成研修実施要綱 (昭和63年10月1日制定)	研修総時間数の100分の85以上を受講し、かつ良好な成績で修了した者	一般財団法人公務人材開発協会理事長
セクシュアル・ハラスメント防止講師養成研修	セクシュアル・ハラスメント防止研修リーダー養成コース実施要綱 (平成14年5月15日制定)	研修総時間数の100分の85以上を受講し、かつ良好な成績で修了した者	一般財団法人公務人材開発協会理事長
政策形成講師養成研修	茨城県市町村職員講師養成研修修了書交付要項 (平成8年4月30日制定)	研修総時間数の100分の85以上を受講した者	茨城県自治研修所長